

太陽光発電施設の設置に係る 三重県環境影響評価条例の 適用対象の拡大について

具体的な改正内容（案）

1

○ 本資料の構成（目次）

○これまでの検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3

課題に対する改正の方向性

第1回三重県環境審議会環境影響評価部会で挙げられた意見等

○パブリックコメント等の結果について・・・・・・・・・・ p. 5

パブリックコメントの結果

市町から得られた意見

○具体的な改正内容（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 11

具体的な改正内容（案）の構成

「森林区域」の定義

周知期間及び経過措置

2

○ 課題に対する改正の方向性

課題1 対象規模について

① 「対象地域の拡大」

事業(施行)区域の面積が10ha未満であっても、防災上、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す必要があるが、現状では特別地域に限られていること。

② 「メガソーラー(発電出力1MW以上)への懸念」

森林伐採を伴うメガソーラーについては、面的開発による環境影響が生じるほか、山林裾野への斜面設置による土砂流出リスク等を踏まえると、5ha未満の比較的小規模な事業であっても、一定の環境配慮が行われるべきと考えられること。

改正の方向性1

【対象規模について】

現在は、簡易的環境影響評価の対象規模10haであるところを、5ha、森林区域は1haとする。

課題2 非造成事業について

現行では、土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、反射光や景観等は供用後の影響の懸念があり、造成を伴わない設置事例も多数確認されていること。

改正の方向性2

【非造成事業について】

現在は、造成を伴う太陽光発電施設の設置のみが対象となっているところを、造成を伴わない施設の設置についても対象とする。

- 令和7年度第2回三重県環境審議会(R8.3.12開催)において、改正の方向性について承認
- 令和8年4月16日から5月15日までパブリックコメント等を実施(パブコメ6件、市町からの意見3件)

3

○ 第1回三重県環境審議会環境影響評価部会(R8.2.20)で挙げられた意見等

主な意見

・地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか。

地域との共生が図られた施設であっても、自然環境の保全等に向けて、適正な配慮を促す必要があることから、原則として画一的に環境アセスメントの対象としてく方針。

今後、地球温暖化対策総合計画の改定の中で、地球温暖化対策の推進に関する法律に係る促進区域の設定等を含め検討していく。

・生物多様性の観点から、湿地やため池等の動植物にとって貴重な生息・生育環境について、適正な保全がなされるよう他の関係法令等も含めて取り組んでほしい。

規模にかかわらず、立地により環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業については、「横断条項」をより厳格に運用していくとともに、今後の課題として検討していく。

・実際の県民の声(令和4~6年度の相談事例)のみでは、「森林を伐採してのメガソーラーの設置に対する懸念の声が挙がっている」ことの裏付けとなる根拠に乏しい。

県独自調査により、令和7年度においては、太陽光発電施設設置に関する相談・反対の声が37件ほど寄せられており、そのうち約半数の18件については森林伐採による懸念の声が含まれている。

4

○ パブリックコメント等の結果(1/6)

パブリックコメント等の概要

改正の方向性について、令和8年4月16日から30日間、パブリックコメント及び市町への意見照会を実施。

(1) パブリックコメント

- ・意見募集期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- ・意見数 6件(3名)

意見への対応

対応区分	意見数
① 反映する	2
② 反映済	0
③ 参考にする	3
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤ その他	1

(2) 市町への意見照会

- ・意見照会期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- ・意見数 3件(2市)

意見への対応

対応区分	意見数
① 反映する	0
② 反映済	1
③ 参考にする	2
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤ その他	0

5

○ パブリックコメント等の結果(2/6)

パブリックコメントにより得られた意見

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	地域共生の実態に則した運用 「地域との共生の図られた太陽光発電を導入に向けて、「指導・規制等の方策」を取る」といった内容の記載がありますが、導入の規制だけに着目せず、意見のあった稼働済みの太陽光発電施設に対する指導や、地域の声を反映させている発電所への規制緩和等、画一的に規制を行うのではなく、地域との共生の実態に沿った、運用を期待します。	③ 参考にする	令和8年2月20日に開催した「第1回三重県環境審議会 環境影響評価部会」においても、「地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか」との意見を頂いていることから、適切な運用を図ってまいります。
1-2	森林区域での開発について 実際に地域の方々とお話する中で、土地の処分や活用の問題を解決できる方法として、太陽光発電所の建設があると認識しています。その中で、画一的に森林区域：1ヘクタール以上は簡易的環境影響評価の対象にするのではなく、県が定める森林計画区域内外で、規制内容を変化させるなど、より実態に則した規制内容とすることを求めます。	① 反映する	対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。
1-3	進めている計画への緩和措置について 三重県環境保全条例の届出が提出済みである等、計画をすすめているものについて、緩和措置を希望します。	① 反映する	改正規則の公布から施行までの間に十分な期間を設けるとともに、一定の許認可等の手続が行われている事業については、改正後の規定を適用除外とするなど経過措置を導入することとします。

6

○ パブリックコメント等の結果(3/6)

パブリックコメントにより得られた意見

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
2-1	三重県レッドデータブック2025には県内の希少野生動植物主要生息生育地(ホットスポットみえ)として67地点のホットスポットが掲載されています。 これらの中には太陽光発電施設設置により希少野生動植物が絶滅の危機に瀕し、希少種以外の野生動植物種も減少傾向にあり、生物多様性が失われつつあります。 方向性(案)①のポイント表-1において示されている改正後の事業区域の面積ですが、少なくともホットスポットにおいては1ha以下であっても環境アセスメントの対象とすることを望みます。	③ 参考にする	生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。
2-2	『「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性(案)』p4にある<主な意見>の「生物多様性の観点から…」の意見については、是非この方向で取り組んでいただきたいと思います。 特に対象事業となる所については、環境調査および保全対策で終了ではなく、その後の追跡調査(例えば5年後の現況調査、保全対策の実施など)も加える必要があるかと思います。	③ 参考にする	生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、現行制度において、事後調査(事業の実施以後に、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために、行う調査)に関する規定を設けていることから、引き続き本規定を適切に運用してまいります。
3	産業廃棄物処理場が三重県内にこれ以上できないようにしていただきたいです。廃棄物が地下に浸透し、川や汚水環境汚染に繋がるからです。 太陽光発電、太陽光パネルも温暖化を招き山の土砂崩れの原因になりパネル自体が産業廃棄物である事で、地球には優しくなく、エコでもありません。電気代は高騰し続けるばかりです。よろしくお願いします。	⑤ その他	—

※原則原文を記載(誤植と思われる記載事項等については、一部内容を修正)
※環境影響評価制度以外の施策等に関する意見については、意見のみ記載

7

○ パブリックコメント等の結果(4/6)

市町への意見照会により得られた意見

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	太陽光発電施設について、対象事業範囲を拡大されることは、自然環境及び生活環境の保全の観点から望ましいと考えます。 しかしながら、太陽光発電事業においては、各種規制やガイドラインの適用を回避することを目的として、事業区域を細分化したうえで、それぞれを別法人名義で申請することにより規制を逃れる事例が常態化しているのが実情です。 事業対象範囲を拡大した場合、こうした手法による分割が一層進み、結果として自然環境や生活環境への悪影響を十分に抑制できなくなるおそれも懸念されます。 この点に関して、三重県ホームページ「Q6 隣接地で他の事業者がメガソーラーを計画している場合、面積は合計されますか。」において、一連の事業と認められる場合には面積を合算して判断する旨が示されているところです。 (https://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm) こうした趣旨に基づき、事業者による恣意的な分割・名義変更等を含め、一体的な事業とみなすべきケースについては、今後一層、厳格かつ実効性のある運用を行っていただきたいです。	② 反映済	事業の一体性については、引き続き厳格な運用を図ってまいります。

8

○ パブリックコメント等の結果(5/6)

市町への意見照会により得られた意見

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-2	たとえ面積が小さく、かつ特別地域に指定されていない地域での案件であっても、生物多様性に重大な影響を及ぼす事例が各地で散見されます。 このため、現行制度において対象事業範囲が基本的に面積基準により定められていることは理解しつつも、生物多様性への影響が多大であると判断されるケースについては、例外的に環境影響評価の対象とすることができ規定を設けていただきたいです。 なお、三重県自然環境保全条例においては、1haを超える開発行為に対し届出と生息状況確認の義務が課されているところです。 この仕組みを活用し、その調査結果に応じて環境影響評価条例に基づく手続きを求めるなど、既存条例と効果的に連携した運用が図られることを期待します。 あわせて、三重県自然環境保全条例に基づく手続においては、事業者による現地調査が形式的なものにとどまっている事例も多く見受けられることから、調査方法や調査内容の妥当性を十分に確認し、不適切な調査に対しては是正を指導するなど、適正な調査が担保されるよう、より一層厳格な運用を行っていただきたいです。	③ 参考にする	生物多様性の保護や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、三重県環境影響評価条例においては、事業に必要な許認可等を行うにあたり、環境影響評価手続の結果（評価書や措置報告書の内容）を配慮するものと規定していることから、引き続き関係部局と連携しながら、本制度の厳格な運用を図ってまいります。

9

○ パブリックコメント等の結果(6/6)

市町への意見照会により得られた意見

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
2	「森林区域においては、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件を1ha以上」とする改正案に賛成します。ただし、「森林区域」の定義が明確でない点が気にかかります。『三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル』では対象が自然（樹林地、農地、湿地、湖沼等）と定義されているとおり、地域森林計画の対象外の土地であっても、休耕地や湿地など希少生物の生息環境として高く評価される土地は少なくありません。また、『改正の方向性（案）』p.3に「森林伐採を伴うメガソーラーについて（中略）環境配慮を促していく」とありますが、このような自然環境に対して開発工事が与える影響は樹木の伐採を伴う場合に限らず、樹木の伐採は伴わない場合においても、日照や水量・水質等の変化が環境に著しい負荷を与えることが容易に想定されます。 したがって、三重県内に残された貴重な自然環境をより実効的に保全するため、改正後の条例においては規模要件を1ha以上とする土地の要件を、自然（樹林地、農地、湿地、湖沼等）と規定していただきたい。また、この種の土地においては開発行為が樹木の伐採を伴わない場合についても、（準）対象事業と規定していただきたい。	③ 参考にする	対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。 また、生物多様性の保護や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。

※原文を記載

○ 具体的な改正内容(案) (1/5)

改正の方向性1

【対象規模について】

現在は、簡易的環境影響評価の対象規模10haであるところを、5ha、森林区域は1haとする。

改正の方向性2

【非造成事業について】

現在は、造成を伴う太陽光発電施設の設置のみが対象となっているところを、造成を伴わない施設の設置についても対象とする。

具体的な改正内容(案)の構成

<現行> ※宅地その他の用地の造成事業

対象規模

	事業区域の面積(ha)		
	≧20	≧10	≧5
県内全域	対象事業	準対象事業	—
特別地域	対象事業		準対象事業



<具体的な改正案> ※太陽光発電所

	事業区域の面積(ha)			
	≧20	≧10	≧5	≧1
県内全域	対象事業		準対象事業	—
森林区域	対象事業		準対象事業	

<現行>

非造成事業

事業の種類	手続の対象
宅地その他の用地の造成事業	太陽光発電所 (造成を伴う事業のみ)



<具体的な改正案>

事業の種類	手続の対象
電気工作物 等	太陽光発電所 (造成・非造成を問わず)

11

○ 具体的な改正内容(案) (2/5)

具体的な改正内容(案)の構成

<現行>

事業の種類(内容)		規模要件	
		環境影響評価	簡易的環境影響評価
電気工作物 (設置・変更)	水力発電所	1.5万kW以上	—
	火力発電所	5万kW以上	—
	地熱発電所	5千kW以上	—
	風力発電所	7.5千kW以上	—
宅地その他の用地の造成		面積20ha以上	面積10ha以上

※太陽光発電施設の設置については、造成を伴うもののみ対象

<具体的な改正案(まとめ)>

事業の種類(内容)		規模要件	
		環境影響評価	簡易的環境影響評価
電気工作物 (設置・変更)	水力発電所	1.5万kW以上	—
	火力発電所	5万kW以上	—
	地熱発電所	5千kW以上	—
	風力発電所	7.5千kW以上	—
	太陽光発電所	面積10ha以上	面積5ha以上 (森林区域1ha以上)
宅地その他の用地の造成		面積20ha以上	面積10ha以上

※太陽光発電施設の設置について、造成・非造成を問わず対象

- 太陽光発電施設の設置について、これまで、造成を伴う設置について「宅地その他の用地の造成事業」で取り扱っていたところ、今回の改正で、対象事業「電気工作物の設置・変更の事業」の中に、新たに「太陽光発電所」を設け、造成・非造成に関わらず対象とする。
- 「宅地その他の用地の造成事業」の事業種類はそのままとする。

12

○ 具体的な改正内容(案) (3/5)

「森林区域」の定義について

森林の区分について

① 国有林(森林法第2条第3項)

- ・国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林である森林

② 民有林(森林法第2条第3項)

- ・国有林以外の森林

③ 地域森林計画の対象となる民有林(森林法第5条第1項)

- ・森林法第5条第1項において都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となる民有林(地域森林計画対象民有林)
※そのうち、水源の涵養、災害の防備など、公益上特に保全が必要と認められる森林については「保安林」として指定(森林法第25条)

④ 森林地域(国土利用法第9条第2項第3号)

- ・森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。
・運用上の定義としては、森林法第2条第3項に規定する**国有林**の区域又は同法第5条第1項の**地域森林計画の対象となる民有林**の区域として定められている又は定められることが予定されている地域

①「国有林」及び③「地域森林計画対象民有林」については、生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めているなど、自然的・社会的条件に**特に配慮すべき地域**であるほか、**区域の範囲が明確**であり、実運用の観点からも適当と考えられる。(他自治体においても事例あり)

13

○ 具体的な改正内容(案) (4/5)

「森林区域」の定義について

他都道府県の状況

○「森林」を要件としている都道府県:7県

○設定の仕方

- ・森林面積 :3県
- ・森林伐採面積 :4県

○森林の定義

- ・国有林と地域森林計画対象民有林 :6県
(森林法第2条第3項に規定する国有林又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林をいう)
- ・国土利用計画法の森林地域 :1県
(国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域)

三重県の県域と各森林の面積等 (単位:ha、%)

	区域面積	森林面積 (①+②)	①国有林 面積	②森林計画 対象民有林 面積	森林率
三重県	577,446	371,680	23,468	348,212	64

※令和6年度版 森林・林業統計書(三重県)から引用・加工
※小数点以下四捨五入

これらのことから

森林区域は
『森林法第2条第3項に規定する国有林又は同法第5条第1項
の地域森林計画の対象となっている民有林の区域』
として設定

三重県における森林

森林区域(案)
(県内の約64%)

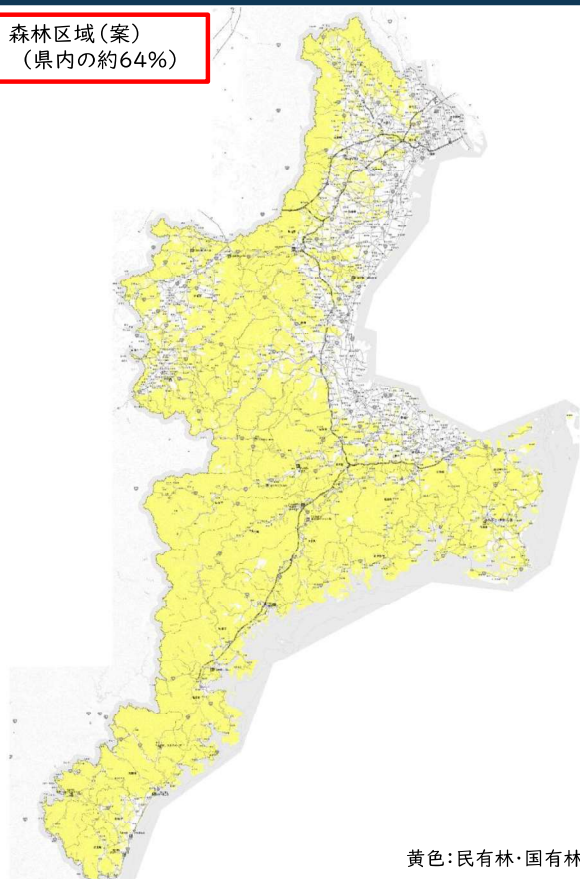


図 県内の国有林、地域森林計画の対象民有林
※地域森林計画の対象民有林は令和7年10月時点

14

○ 具体的な改正内容（案）（5/5）

周知期間について

- 改正施行規則の公布は、令和8年10月1日頃を予定。
- 改正施行規則の施行は、令和9年4月1日を予定。周知期間は6カ月程度。

※簡易的環境影響評価手続を導入した平成28年の条例改正時には、3月22日公布、9月1日施行。周知期間は概ね5カ月。

経過措置について

- 施行前に既に計画が進んでいる事業への配慮として、一定の手続がなされた事業については、改正内容について適用しない予定。

例えば

- ・森林法の規定による「保安林の指定解除申請」
- ・電気事業法の規定による発電所や変電所などの事業用電気工作物を設置・変更する際の「工事計画認可申請」または「工事計画届出」

※ただし、今回の改正規則施行から5年後以降に工事に着手する場合は、上記措置は適用しない。

15

（参考）今後のスケジュール（案）

令和8年8月	三重県環境審議会 具体的な改正内容（案）
	三重県環境審議会から答申
10月頃	改正施行規則公布
令和9年4月1日	改正施行規則施行

16